

## 「算定基礎届」の提出はお済ですか？

社会保険では、すでに決定されている「標準報酬月額」と被保険者が実際に受ける報酬がかけはなれないように毎年1回、標準報酬月額を見直す作業を行います。これを「定時決定」といい、この手続きに必要な届出が『算定基礎届』なのです。

原則として、7月1日現在の被保険者全員が対象となります。ただし、次に該当する人は算定基礎届の対象から除かれますのでご留意下さい。

- ① 6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した人
- ② 7月から9月までのいずれかの月に随時改定が予定される人。（←この場合は、『月額変更届』を提出します。）
- ③ 7月から9月までのいずれかの月に「育児休業等終了時月変届」を提出予定の人

決定された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの保険料計算や傷病手当金などの給付金、また将来の年金額計算の基礎となる大切なものです。

万一、届け出を忘れると、被保険者の皆さんに不利益をもたらすこととなります。今からでも遅くありませんので、必ず『算定基礎届』を提出しましょう！

### 用語の説明



『被保険者』とは？

ここでは、健康保険・厚生年金に加入しているのことを指します。パートタイマーも一定の要件を満たすと被保険者になりますので、ご注意ください。被保険者となる目安は、勤務時間と勤務日数がそれぞれ一般社員の4分の3以上かどうかです。

『標準報酬月額』とは？

被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、毎月の社会保険料や保険給付の計算をするときに用いられます。

## 『協会けんぽ』の保険料率が変わります

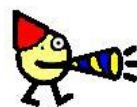
現在、協会けんぽの健康保険料率は、全国一律の保険料率（8.2%）ですが、平成18年の健康保険法改正により、平成21年9月までに都道府県毎の保険料率に移行することとなっています。

都道府県毎の保険料率は、9月分の保険料（10月納付分）から適用されます。料率改定の時期にお気をつけください。

＜関東1都6県の保険料率＞

東京都	8.18%
神奈川県	8.19%
千葉県	8.17%
埼玉県	8.17%
茨城県	8.18%
栃木県	8.18%
群馬県	8.17%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1.19%）が加わります。



### 給与ミニガイド

～社会保険料の控除について～

新たな保険料は「9月から変更」ですが、実際に従業員から保険料を控除するタイミングは会社によって異なるので注意が必要です！

当月徴収の場合 ⇒ 「9月支払給与」から変更

翌月徴収の場合 ⇒ 「10月支払給与」から変更

※徴収した保険料は翌月末日までに社会保険事務所（又は健康保険組合）まで納付してください。

### 編集後記

8月に入り、暑さが厳しくなってきました。夏の風物詩といえば花火ですよね。もうすぐ行なわれる花火大会がとても楽しみです。では、また来月も給与計算事務等に役立つ情報をお届けします！